

中期目標について

- 日本年金機構評価部会について
- 日本年金機構中期目標について（論点）
- 社会保障審議会　日本年金機構評価部会委員名簿

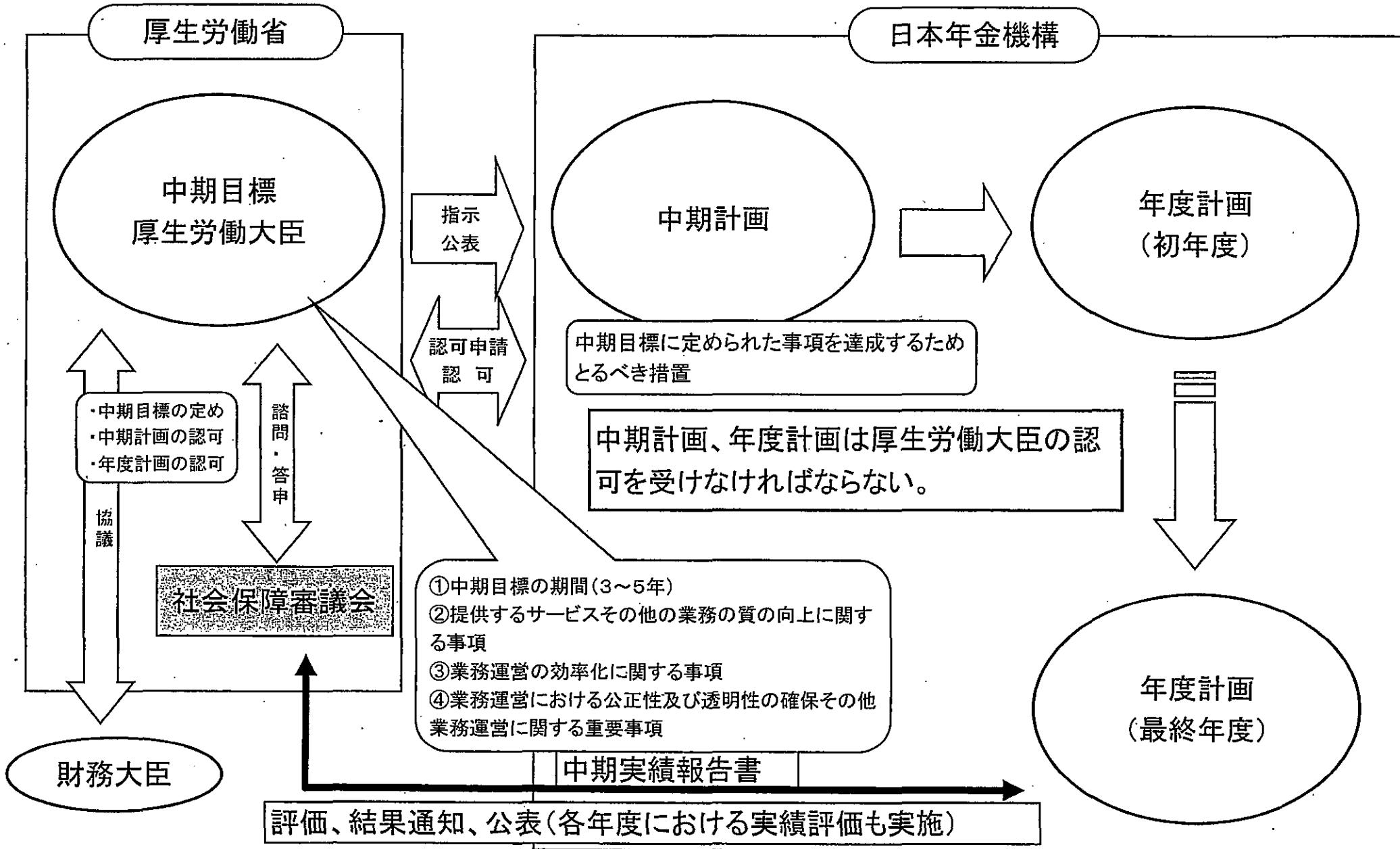
（第1回社会保障審議会日本年金機構評価部会資料 平成21年12月9日）

第1回社会保障審議会日本年金機構評価部会
平成21年12月9日

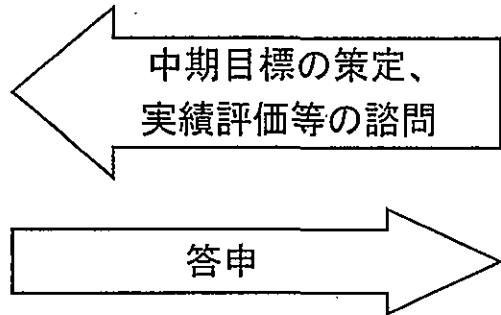
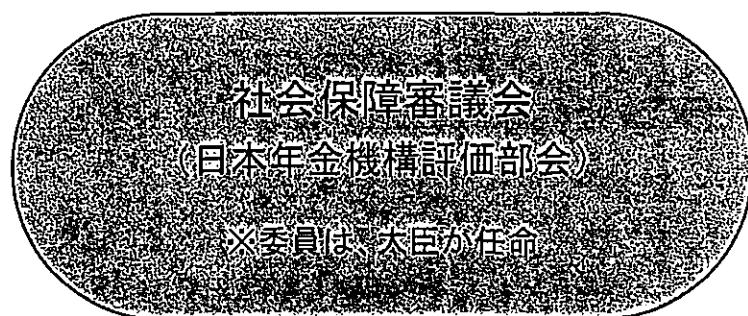
資料1

日本年金機構評価部会について

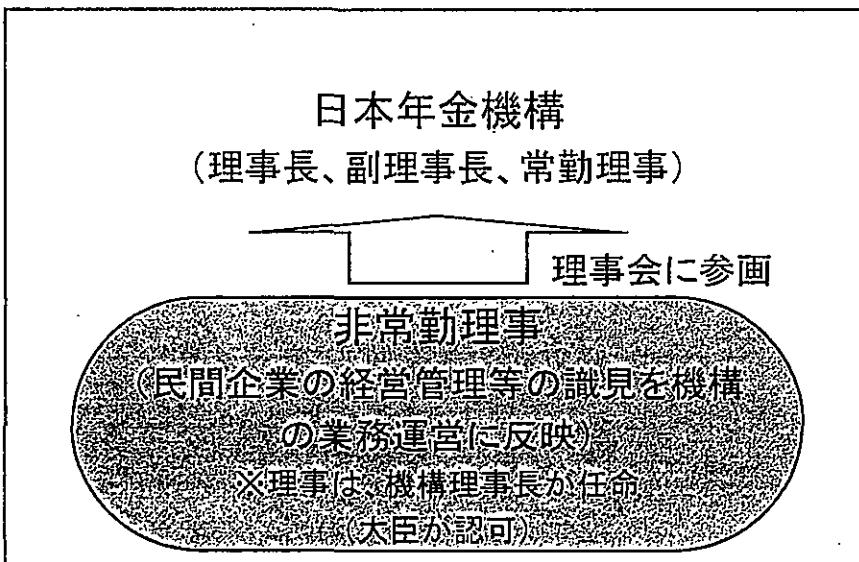
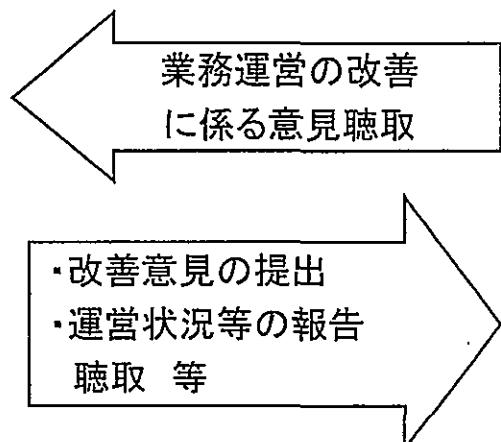
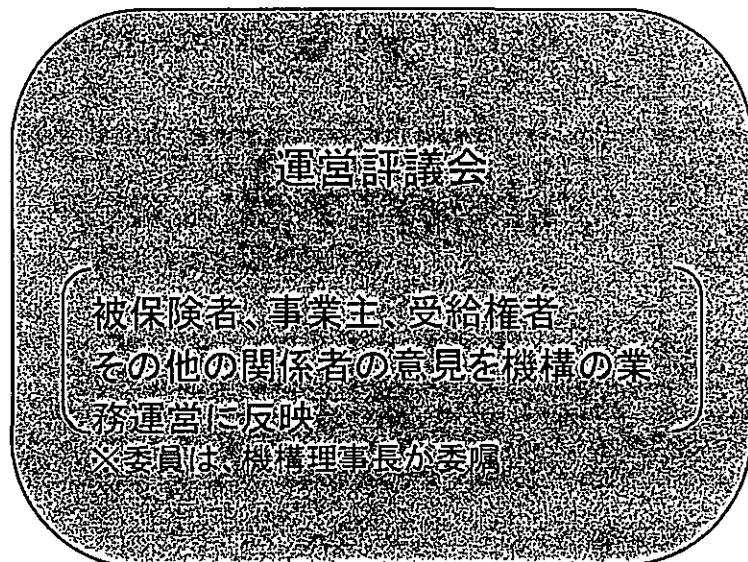
日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画について



日本年金機構に対して第三者の立場からチェックする機関等について



厚生労働大臣



日本年金機構評価部会の業務について

業務日程	日本年金機構評価部会の業務内容 (日本年金機構法に規定されているもの)
中期目標期間開始時 (最初の中期目標は機構発足まで)	<ul style="list-style-type: none"> 大臣が中期目標を策定、変更するに当たって諮問を受ける。 (機構法第52条)
毎事業年度終了時（6～10月）	<ul style="list-style-type: none"> 大臣が機構の各事業年度の業務の実績に関する評価を行うに当たって諮問を受ける。 (機構法第52条)
中期目標期間終了時（6～10月）	<ul style="list-style-type: none"> 大臣が機構の中期目標期間の業務の実績に関する評価を行うに当たって諮問を受ける。 (機構法第52条)
その他必要に応じて行う事項	<ul style="list-style-type: none"> 大臣が機構に対し業務改善命令を行うに当たって諮問を受ける。 (機構法第52条)

(注) 上記の諮問事項のほか、日本年金機構評価部会は、機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準について、大臣からの通知を受け、当該支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて意見をいうことができる。 (機構法第21条第5項)

日本年金機構の中期目標に定める事項の骨子案

- 以下の骨子案は、「平成21年度において社会保険庁が達成すべき目標」、「平成21年度社会保険事業計画」、及び「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」の重要事項を踏まえて整理。

① 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ◆ 年金記録問題への対応に関する事項
- ◆ 適用事務に関する事項（国民年金の適用の適正化、厚生年金保険等の適用の適正化）
- ◆ 保険料等収納事務に関する事項（国民年金保険料の納付率の向上、厚生年金保険等の徴収対策の推進）
- ◆ 給付事務に関する事項
- ◆ 広報、相談等に関する事項（広報活動の推進、国民への情報提供の推進、年金相談の充実）
- ◆ 国民の声を反映させる取組に関する事項
- ◆ 電子申請の推進に関する事項

② 業務運営の効率化に関する事項

- ◆ 効率的な業務運営体制に関する事項
- ◆ 運営経費の抑制等に関する事項
- ◆ 外部委託の推進に関する事項
- ◆ 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項
- ◆ その他業務運営の効率化の取組に関する事項

③ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

- ◆ 内部統制システムの構築に関する事項
- ◆ 情報公開の推進に関する事項
- ◆ 人事及び人材の育成に関する事項
- ◆ 個人情報の保護に関する事項

6 参照条文

○ 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）（抄）

（役員の報酬等）

第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当（以下この条において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。

- 2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。
- 5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（中期目標）

第三十三条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。）
- 二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

（中期計画）

第三十四条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条及び次条において「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（年度計画）

第三十五条 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十六条 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 (略)

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十七条 (略)

2 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

3 (略)

(業務改善命令)

第四十九条 厚生労働大臣は、第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(社会保障審議会への諮問)

第五十二条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価を行おうとするとき。
- 三 第四十九条第一項の規定による命令をしようとするとき。

(財務大臣との協議)

第五十三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十四条第一項、第三十五条、第四十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定による認可をしようとするとき。

(社会保障審議会への諮問等)

附則第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保障審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。



日本年金機構中期目標について（論点）

1 中期目標の期間

- 年金記録問題への対応を平成25年度までの「国家プロジェクト」と位置付けていることから、「平成22年1月1日から平成26年3月31日までの4年3か月」としてはどうか。

2 年金記録問題への対応

- 国において、平成22年度及び平成23年度の2年間には集中的に予算・人員を投入し、さらに平成25年度までの間に多角的に取り組むこととしており、機構においても、厚生労働省と密接に連携し、当面の最重要課題として取り組むことが必要ではないか。
- 年金記録問題の解決に向け、未統合記録の統合・解明、コンピュータ記録と紙台帳の突合せ、再裁定処理の迅速化、加入情報の提供などに計画的に取り組むことが必要ではないか。

（参考）厚生労働省に設置されている外部有識者による委員会等で議論されている事項

- ・ 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明
- ・ 受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携
- ・ 年金記録情報総合管理・照合システム（コンピュータ記録と電子画像化した紙台帳の検索を一體的に行う機能、突合せ結果を管理する機能等を有するシステム）によるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ
- ・ 年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備
- ・ 標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明
- ・ ねんきん定期便や年金通帳の導入による加入情報の提供

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）適用事務に関する事項

- 国民年金・厚生年金保険等の適用を促進することが必要ではないか。

（2）保険料等収納事務に関する事項

- 国民年金保険料の納付率の低下傾向に歯止めをかけ、回復に努めることが必要ではないか。厚生年金保険等の保険料の収納率の向上を図ることが必要ではないか。

（3）給付事務に関する事項

- 給付事務の所要日数や正確性に関する目標を定め、年金給付の迅速な決定、正確な支給に努めることが必要ではないか。

(4) 相談、情報提供等に関する事項

- 被保険者、受給者等が利用しやすい相談体制の整備や市町村・社会保険労務士との連携による年金相談の充実に努めることが必要ではないか。
- 国民の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供が必要ではないか。インターネットによる年金個人情報の提供を図ることが必要ではないか。

(5) 国民の声を反映させる取組に関する事項

- 国民ニーズをサービス改善につなげるための多様な仕組みを導入し、具体的なサービス改善を図ることが必要ではないか。
- サービス改善の取組状況を評価し、その結果を国民にお知らせすることが必要ではないか。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 効率的な業務運営体制に関する事項

- 業務の合理化・効率化や標準化を進めることが必要ではないか。
- 都道府県域を越えた事務集約化の準備や年金事務所の配置のあり方など体制の見直しを図ることが必要ではないか。

(2) 運営経費の抑制等に関する事項

- 人員体制の合理化・効率化を進める一方で、年金記録問題の解決が早急かつ確実にできる体制を確保することが必要ではないか。
- 一般管理費・業務経費について、業務の効率化により一定程度抑制することが必要ではないか。

(3) 外部委託の推進に関する事項

- 外部委託の推進、委託業務の品質の維持・向上を図ることが必要ではないか。

(4) 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項

- 新たな年金制度の検討状況を踏まえつつ、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組むことが必要ではないか。

(5) その他業務運営の効率化の取組に関する事項

- 適正かつ合理的な契約方法の活用、調達案件の厳正な審査・点検の実施等により、契約の競争性・透明性の確保、コスト削減に努めることが必要ではないか。

5 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制システムの構築に関する事項

- コンプライアンス確保、リスクの未然・再発防止の仕組みを構築することが必要ではないか。
- 文書の原本管理・保管を徹底することが必要ではないか。

(2) 情報公開の推進に関する事項

- 他国の先進事例等も参照し、業務運営の状況や役員に関する情報等を年次報告書（アニュアルレポート）などで分かりやすく公開する必要ではないか。
- 年金記録問題への対応状況等を定期的に情報提供する必要ではないか。

(3) 人事及び人材の育成に関する事項

- 職員人事の本部一括化や全国異動を基本とする職員のキャリアパターンの確立が必要ではないか。
- 能力・実績本位の人材登用や給与体系等の確立を図ることが必要ではないか。
- 「コスト意識・無駄排除」「業務改善」「情報収集・公開」といった取組を反映した人事評価制度の導入が必要ではないか。

(4) 個人情報の保護に関する事項

- 個人情報に関するセキュリティ対策を講じ、個人情報の保護・管理に万全を期す必要ではないか。



社会保障審議会 日本年金機構評価部会委員名簿

平成21年12月9日現在

氏 名		現 職
石井 孝宜	いしい たかよし	石井公認会計士事務所所長
岩瀬 達哉	いわせ たつや	ジャーナリスト
☆ 大山 永昭	おおやま ながあき	東京工業大学教授
木間 昭子	このま あきこ	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事
斎藤 聖美	さいとう きよみ	ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長
長沼 明	ながぬま あきら	埼玉県志木市長
西沢 和彦	にしさわ かずひこ	株式会社日本総合研究所調査部主任研究員
◎ 本田 勝彦	ほんだ かつひこ	日本たばこ産業株式会社相談役

◎…部会長

☆…部会長代理

(敬称略、五十音順)

